

復興特区支援利子補給金 法44条

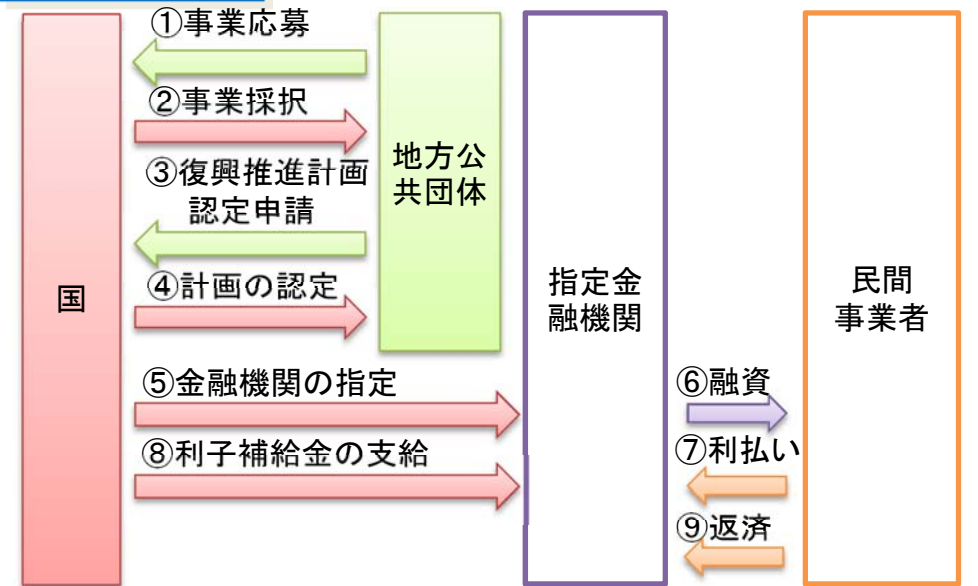
復興基本方針

4 (1) ①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、必要となる税・財政・金融上の支援を検討する。

事業イメージ



事業概要

○概要

被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

○利子補給金の支給期間 : 金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○利子補給率 : 0.7%以内

○指定金融機関 : 対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となることが必要
(復興事業の検討に金融機関が加わることを想定)。

復興特区支援利子補給金の手続の流れ

復興庁

地方公共団体

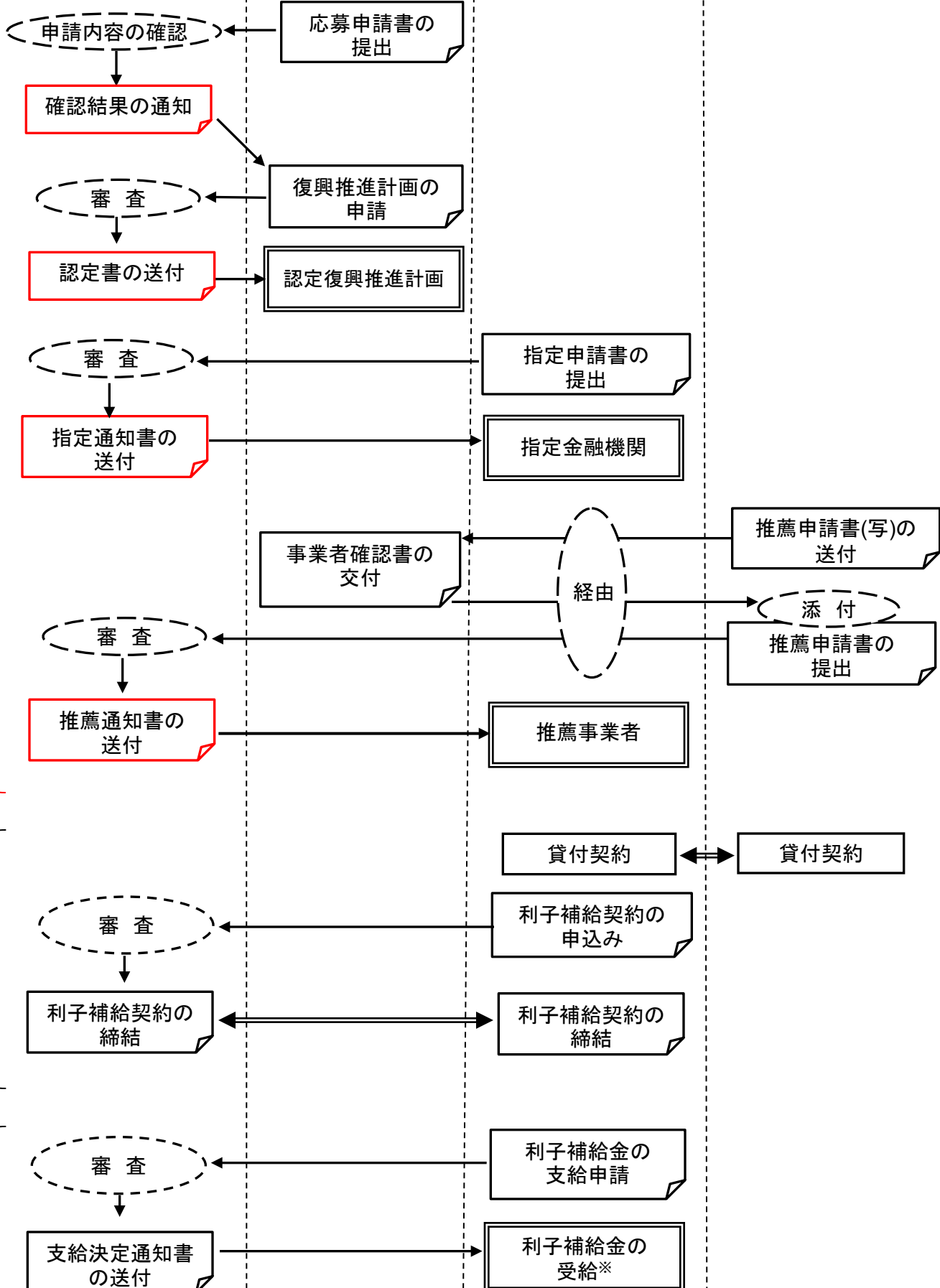
金融機関

事業者

公募受付毎に一回実施

貸付け毎に実施

年2回定期的に実施



※ 利子補給金の支給は毎年度2回(9月28日と3月28日)